

主要地方道	玉名立花線	玉名市大字月田字石小田 同 所 字前田 1145 番 1 地先から 141 番 1 地先まで	475.0	単道改
一般県道	南小国 上津江線	阿蘇郡南小国町大字中原字地藏原 同 所 字北和田 77 番 1 地先から 86 番 1 地先まで	120.0	”

2 供用開始する期日 平成15年11月12日

熊本県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年11月12日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年11月12日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡益城町大字福原字東烏山 同 所 字鳥越 6088 番 地先から 5781 番 1 地先まで	200.0	単道改

2 供用開始する期日 平成15年11月12日

熊本県告示第1091号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成11年11月12日熊本県告示第820号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成15年11月11日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成15年11月12日

熊本県知事 潮谷義子

竜北町加入区

熊本県告示第1092号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成11年11月12日熊本県告示第819号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成15年11月11日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成15年11月12日

熊本県知事 潮谷義子

牛水加入区

熊本県告示第1093号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成11年11月12日熊本県告示第821号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成15年11月11